南あ農振発第789号 令和6年3月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名		南あわじ市
(市町村コード)		(28224)
地域名		松帆脇田
(地域内農業集落名)		(松帆脇田)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年1月25日
加強の和未ぞ取りる	トとはバンサガロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営は、露地野菜、玉葱、稲作、畜産農家も数件あり、複合経営を行っている。地域内の農地は 以前から全て、基盤整備が完了しており、現時点では耕作放棄田は、ほぼ発生していない。

しかしながら専業農家においては、高齢化が進み、また後継者も少ない現状である。又、兼業農家では、機械購入が高価である為、購入は難しく今後は、自作農家が減少傾向であり、他地域の大規模耕作者に転貸する農家が増加する見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の農業経営は、露地野菜、玉葱、稲作、畜産農家も数件あり、複合経営を行っている。現状、各耕作者は各自で農業機械を所有しているが、機械老朽化が進行している中、更に機械が高額となっており、将来においては、離農者が増加する見込みである。よって地域内で集落営農組織を早期に立ち上げ、機械の共同利用やオペレーターの作業受託により、低コスト化の取り組みが進んでいる。

しかしながら、構成員の高齢化が懸念されているため、今後地域内で話し合いを繰り返し、地域内の農地を守っ ていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	60.1 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字松帆脇田の範囲を基本とし、一部、他の字内の農地を当地域の地域計画の範囲に含める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	地域内の農業従事者が高齢化になっており、後継者も少なくなっていることから、地区の営農組織を中心に、貸						
	し出せる農地を整理し、耕作放棄田を発生させないように管理していく。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針						
	法改正により、農地中間管理機構を通じた貸し借りになるため、地域内で話し合い、地域全体の農地の貸し借り						
	整理し、農地中間管理機構に付け替える。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	地区内での農地については、ほぼ基盤整備は完了しています。						
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	当地域は兼業農家の件数が多いが、今後は、地域内の農地を守るため、機械の共同化を進める。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
	地域内において、農作業委託の取り組みについては、機運が高まっていない。						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	③ 担い手の減少および高齢化に備え、地域内の効率向上を推進するためにスマート農業の促進を図っていく。						
	⑦ 畦畔の草刈りや水路掃除など地元住民が少なくなってくる中で、集落の管理体制を構築しルールを共有する						
	必要がある。						